

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	830,310	998,976	985,170	962,987	958,627
住宅新築資金等貸付特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	830,310	998,976	985,170	962,987	958,627
標準財政規模	14,971,082	14,956,859	14,801,830	15,487,071	16,044,647
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.54%)	(6.67%)	(6.65%)	(6.21%)	(5.97%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計(事業勘定)	▲ 273,100	▲ 197,120	▲ 2,348	73,786	173,418
国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	10,402	12,949	7,324	8,075	21,751
後期高齢者医療特別会計	23,867	25,596	26,992	25,312	28,479
介護保険特別会計(保険事業勘定)	600	113,799	115,751	113,391	202,122
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	1,151,186	1,265,895	1,355,244	1,370,070	1,388,289
工業用水道事業会計	678,526	735,494	666,931	668,461	678,808
下水道事業会計	0	117,768	102,468	133,539	189,966
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
簡易水道特別会計	0	0	0	0	561
宅地造成事業					
工業用地造成事業特別会計	0	154	0	0	0
合計(2)	2,421,791	3,073,511	3,257,532	3,355,621	3,642,021
標準財政規模	14,971,082	14,956,859	14,801,830	15,487,071	16,044,647
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(16.17%)	(20.54%)	(22.00%)	(21.66%)	(22.69%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	1,616,379	1,385,145	988,796	1,089,373	3,376,227
学校給食事業特別会計	2,728	2,449	1,756	26,706	485
住宅新築資金等貸付特別会計	1	113	1,731	9,726	-
汚水処理事業特別会計	73	1,018	1,366	1,379	1,324
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	1,619,181	1,388,725	993,649	1,127,184	3,378,036
標準財政規模	32,895,189	32,939,734	32,543,646	33,070,027	34,429,173
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.92%)	(4.21%)	(3.05%)	(3.40%)	(9.81%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	615,592	418,851	139,496	91,921	290,832
介護保険特別会計	280,716	339,163	50,824	55,370	352,845
介護保険特別会計介護サービス事業勘定	50	60	-	-	-
後期高齢者医療特別会計	43,713	44,755	46,558	44,956	49,797
駐車場事業特別会計	24	41	89	61	58
小型自動車競走事業特別会計	▲ 1,465,176	▲ 1,393,371	▲ 1,319,085	▲ 1,028,404	▲ 674,443
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	1,960,139	1,434,366	1,375,798	1,435,149	1,338,483
工業用水道事業会計	12,299	19,852	29,523	24,162	36,678
飯塚市立病院事業会計	4,899	3,502	5,326	4,566	5,076
下水道事業会計	874,108	847,919	910,275	1,023,772	1,088,497
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
地方卸売市場事業特別会計	1,265	115	130	122,477	105
農業集落排水事業特別会計	115	131	236	135	57
宅地造成事業					
工業用地造成事業特別会計	1,331,024	1,327,858	91,365	127,893	220,477
合計(2)	5,277,949	4,431,967	2,324,184	3,029,242	6,086,498
標準財政規模	32,895,189	32,939,734	32,543,646	33,070,027	34,429,173
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(16.04%)	(13.45%)	(7.14%)	(9.16%)	(17.67%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		1,421,642	811,023	787,798	850,198	1,408,095
	一般会計等	住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,921	2,550	2,474	14,375	8,093
		一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)		1,424,563	813,573	790,272	864,573	1,416,188
	標準財政規模		20,144,006	20,078,979	20,120,590	20,528,882	21,843,829
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(7.07%)	(4.05%)	(3.92%)	(4.21%)	(6.48%)
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	801,112	695,857	372,416	174,428	140,947
		介護保険事業特別会計	425,516	384,416	531,382	776,532	598,123
		後期高齢者医療特別会計	35,115	35,022	35,804	37,073	36,874
	会計名(公営企業会計)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法適用企業	水道事業会計	1,936,604	2,021,082	2,163,006	2,204,076	2,141,649
		下水道事業会計	1,695,170	1,739,744	1,812,911	1,844,636	1,929,127
		宅地造成事業以外					
法非適用企業	渡船事業特別会計	1	0	1	1	0	
	宅地造成事業以外						
合計(2)		6,318,081	5,689,694	5,705,792	5,901,319	6,262,908	
標準財政規模		20,144,006	20,078,979	20,120,590	20,528,882	21,843,829	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(31.36%)	(28.33%)	(28.35%)	(28.74%)	(28.67%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		708,996	148,065	280,885	670,181	860,870
	一般会計等 等に属する 特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	22,636	23,383	24,041	-	-
		自動車学校特別会計	4,160	3,939	9,351	20,284	28,766
	合計(1)		735,792	175,387	314,277	690,465	889,636
	標準財政規模		8,944,306	8,845,590	8,515,069	8,780,627	9,153,648
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(8.22%)	(1.98%)	(3.69%)	(7.86%)	(9.71%)
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般会計等 以外の特別 会計のうち公 営企業に係る 特別会計以 外の会計	国民健康保険事業特別会計	81,932	73,678	67,401	146,467	141,152
		後期高齢者医療事業特別会計	1,633	2,444	1,746	2,047	2,012
	会計名(公営企業会計)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法適用企業	宅地造成事業以外					
		宅地造成事業					
	法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	22,462	22,699	125,534	-
		農業集落排水事業特別会計	2,522	2,582	7,085	-	-
		浄化槽整備事業特別会計	1,252	2,881	19,593	-	-
		簡易水道事業特別会計	785	1,255	12,035	-	-
宅地造成事業							
合計(2)		846,378	280,926	547,671	1,032,724	1,362,247	
標準財政規模		8,944,306	8,845,590	8,515,069	8,780,627	9,153,648	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(9.46%)	(3.17%)	(6.43%)	(11.76%)	(14.88%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	93,404	121,625	114,424	116,464	992,590
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	93,404	121,625	114,424	116,464	992,590
標準財政規模	8,106,395	8,113,160	8,088,968	8,387,014	8,666,882
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(1.15%)	(1.49%)	(1.41%)	(1.38%)	(11.45%)

会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業	▲ 280,560	▲ 305,364	▲ 140,575	▲ 95,220	20,867
介護保険事業	60,700	93,899	76,547	92,868	215,910
後期高齢者医療事業	2,941	2,950	2,708	2,021	2,923
介護サービス事業	0	0	0	960	-
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					

会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	905,031	858,531	807,875	776,393	696,299
下水道事業会計	-	-	10,695	7,499	2,028
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
下水道事業特別会計	0	4,686	-	-	-
宅地造成事業					
合計(2)	781,516	776,327	871,674	900,985	1,930,617
標準財政規模	8,106,395	8,113,160	8,088,968	8,387,014	8,666,882
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.64%)	(9.56%)	(10.77%)	(10.74%)	(22.27%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	750,058	681,720	593,626	988,777	1,765,212
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	750,058	681,720	593,626	988,777	1,765,212
標準財政規模	18,640,073	18,895,757	18,787,566	19,300,684	20,484,744
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.02%)	(3.60%)	(3.15%)	(5.12%)	(8.61%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	10,116	35,895	14,684	20,652	8,946
介護保険特別会計(保険事業勘定)	203,481	176,366	128,321	151,300	114,055
介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	19,292	18,598	20,678	20,844	18,374
後期高齢者医療特別会計	6,700	20,761	22,547	28,784	44,592
筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	0	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	2,291,829	2,347,604	2,085,183	2,174,283	2,187,124
下水道事業会計	858,980	968,753	1,123,555	1,182,629	1,267,016
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	4,140,456	4,249,697	3,988,594	4,567,269	5,405,319
標準財政規模	18,640,073	18,895,757	18,787,566	19,300,684	20,484,744
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(22.21%)	(22.49%)	(21.22%)	(23.66%)	(26.38%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	210,205	42,482	72,898	58,129	549,149
病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	210,205	42,482	72,898	58,129	549,149
標準財政規模	27,716,530	27,574,457	27,535,926	27,806,819	28,741,163
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(0.75%)	(0.15%)	(0.26%)	(0.20%)	(1.91%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業	24,720	180,140	306,773	548,989	707,492
介護保険事業	313,322	224,775	361,000	460,523	462,294
後期高齢者医療事業	35,565	39,967	36,151	37,146	38,747
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	2,151,252	2,391,680	2,548,592	2,843,058	2,959,921
下水道事業会計	512,672	643,010	803,939	1,044,473	1,228,531
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,247,736	3,522,054	4,129,353	4,992,318	5,946,134
標準財政規模	27,716,530	27,574,457	27,535,926	27,806,819	28,741,163
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.71%)	(12.77%)	(14.99%)	(17.95%)	(20.68%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	257,479	207,226	210,788	239,396	310,582
小郡市住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,536	10,643	10,733	10,847	10,959
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	268,015	217,869	221,521	250,243	321,541
標準財政規模	11,616,567	11,641,064	11,690,907	12,040,601	12,796,359
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.30%)	(1.87%)	(1.89%)	(2.07%)	(2.51%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小郡市国民健康保険事業特別会計	▲ 220,855	▲ 97,605	114,584	158,669	217,117
小郡市後期高齢者医療特別会計	26,881	26,011	27,759	25,912	29,690
小郡市介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	63,436	35,123	69,931	22,499	-
小郡市介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	17,984	11,442	8,716	0	-
小郡市介護保険事業特別会計	-	-	-	-	75,322
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
小郡市下水道事業会計	448,493	334,042	393,448	453,441	472,921
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
小郡市工業団地整備事業特別会計	46,480	46,455	46,455	8,300	8,300
合計(2)	650,434	573,337	882,414	919,064	1,124,891
標準財政規模	11,616,567	11,641,064	11,690,907	12,040,601	12,796,359
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.59%)	(4.92%)	(7.54%)	(7.63%)	(8.79%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	1,645,121	1,128,992	1,171,983	1,224,005	2,239,959
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	1,645,121	1,128,992	1,171,983	1,224,005	2,239,959
標準財政規模	19,302,457	19,386,864	19,412,940	19,874,837	20,991,757
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(8.52%)	(5.82%)	(6.03%)	(6.15%)	(10.67%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
国民健康保険事業特別会計	666,554	185,682	204,221	226,078	240,888
後期高齢者医療事業特別会計	70,735	71,851	69,308	68,996	72,581
介護保険事業特別会計	196,902	207,280	131,667	142,806	139,526
筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	0	0	-
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
下水道事業会計	816,581	816,457	830,165	843,138	960,023
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,395,893	2,410,262	2,407,344	2,505,023	3,652,977
標準財政規模	19,302,457	19,386,864	19,412,940	19,874,837	20,991,757
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(17.59%)	(12.43%)	(12.40%)	(12.60%)	(17.40%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	454,901	399,202	641,030	576,779	589,694
住宅新築資金等貸付事業特別会計	3,376	6,779	4,658	2,156	4,697
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	458,277	405,981	645,688	578,935	594,391
標準財政規模	12,822,028	12,623,227	12,446,056	12,664,004	13,059,656
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(3.57%)	(3.21%)	(5.18%)	(4.57%)	(4.55%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業特別会計	▲ 494,001	▲ 365,320	▲ 443,527	▲ 347,976	▲ 307,218
後期高齢者医療特別会計	8,714	8,826	9,094	9,568	9,413
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	162,176	81,702	26,760	83	163,818
介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	0	0	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	1,656,634	1,582,212	1,445,611	1,375,777	1,208,394
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,791,800	1,713,401	1,683,626	1,616,387	1,668,798
標準財政規模	12,822,028	12,623,227	12,446,056	12,664,004	13,059,656
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(13.97%)	(13.57%)	(13.52%)	(12.76%)	(12.77%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		869,110	822,914	665,901	790,969	780,456
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	24,231	27,102	35,146	35,829	35,104
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	141,513	149,706	151,623	162,354	180,086
	合計(1)		1,034,854	999,722	852,670	989,152	995,646
	標準財政規模		68,300,632	68,588,711	69,154,492	70,294,508	73,754,152
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(1.51%)	(1.45%)	(1.23%)	(1.40%)	(1.34%)
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	465,423	787,016	1,289,453	1,392,490	1,390,766
		介護保険事業特別会計	566,192	386,356	529,615	510,540	302,601
		後期高齢者医療事業特別会計	120,858	134,472	100,480	93,964	100,742
		市営駐車場事業特別会計	8,122	7,546	8,027	8,040	8,091
		競輪事業特別会計	564,501	572,635	597,969	599,371	653,355
	会計名(公営企業会計)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法適用企業	水道事業会計	4,129,852	4,337,399	5,056,884	6,037,327	5,039,794
		下水道事業会計	1,668,730	3,006,166	2,118,066	5,116,318	2,864,264
	法非適用企業	宅地造成事業以外					
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	11,178	10,687	11,406	11,812	10,962	
	特定地域生活排水処理事業特別会計	12,112	12,798	13,371	14,163	11,741	
	卸売市場事業特別会計	10,076	10,742	10,438	14,669	14,745	
	地方卸売市場事業	0	-	-	-	0	
	産業団地整備事業特別会計	-	-	-	-	0	
合計(2)		8,591,898	10,265,539	10,588,379	14,787,846	11,392,707	
標準財政規模		68,300,632	68,588,711	69,154,492	70,294,508	73,754,152	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(12.57%)	(14.96%)	(15.31%)	(21.03%)	(15.44%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		864,750	831,508	632,783	1,472,778	2,112,104
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	18,531	27,462	37,913	25,886	0
	合計(1)		883,281	858,970	670,696	1,498,664	2,112,104
	標準財政規模		11,543,651	11,618,455	11,814,714	12,142,346	13,226,084
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(7.65%)	(7.39%)	(5.67%)	(12.34%)	(15.96%)
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	143,911	261,583	215,620	142,464	90,038
		後期高齢者医療特別会計	890	1,341	1,398	133	2,640
		介護保険特別会計(保険事業勘定)	97,969	70,244	151,943	160,623	-
		介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	12,183	9,347	7,257	6,116	-
		介護保険特別会計	-	-	-	-	65,332
	会計名(公営企業会計)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法適用企業	水道事業会計	1,600,251	2,450,182	1,524,946	1,383,279	1,187,584
		下水道事業会計	-	-	327,735	248,997	415,360
	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	0	67,990	-	-	-	
	農業集落排水事業特別会計	19,626	33,462	-	-	-	
合計(2)		2,758,111	3,753,119	2,899,595	3,440,276	3,873,058	
標準財政規模		11,543,651	11,618,455	11,814,714	12,142,346	13,226,084	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(23.89%)	(32.30%)	(24.54%)	(28.33%)	(29.28%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名	実質収支額				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計	626,119	572,850	515,952	356,668	972,550
	急患医療特別会計	50,987	50,712	36,754	6,924	276
	住宅新築資金等貸付特別会計	2,779	2,860	6,253	16,961	23,584
	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	0	0	0	28,072	0
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	679,885	626,422	558,959	408,625	996,410
	標準財政規模	13,192,288	12,950,543	12,975,051	13,214,017	13,599,225
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))	(5.15%)	(4.83%)	(4.30%)	(3.09%)	(7.32%)	
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国民健康保険特別会計	157,603	438,150	204,519	346,458	289,821
	後期高齢者医療特別会計	11,640	11,106	9,061	12,137	11,571
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足比率の算定範囲(会計別)	会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	水道事業会計	925,342	505,054	-	-	-
	病院事業会計	1,052,153	881,722	773,140	1,214,835	1,868,138
	法適用企業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	法非適用企業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)	2,826,623	2,462,454	1,545,679	1,982,055	3,165,940	
標準財政規模	13,192,288	12,950,543	12,975,051	13,214,017	13,599,225	
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))	(21.42%)	(19.01%)	(11.91%)	(14.99%)	(23.28%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	592,741	637,217	579,930	1,287,966	2,133,532
住宅新築資金等貸付事業特別会計	918	871	825	3,131	2,589
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	593,659	638,088	580,755	1,291,097	2,136,121
標準財政規模	13,232,910	13,475,971	13,547,649	13,938,876	14,959,317
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.48%)	(4.73%)	(4.28%)	(9.26%)	(14.27%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業特別会計	▲ 172,321	108,023	229,300	87,057	120,918
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	99,529	82,367	2,272	28,993	108,815
介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	18,550	15,215	15,840	0	0
後期高齢者医療特別会計	54,737	52,663	48,202	53,192	44,469
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	2,063,911	1,898,121	1,858,710	1,845,800	1,981,758
下水道事業会計	621,560	594,017	903,349	1,218,612	1,491,229
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,279,625	3,388,494	3,638,428	4,524,751	5,883,310
標準財政規模	13,232,910	13,475,971	13,547,649	13,938,876	14,959,317
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(24.78%)	(25.14%)	(26.85%)	(32.46%)	(39.32%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	427,420	629,555	805,470	915,356	1,805,643
住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 46,420	▲ 45,108	▲ 44,237	▲ 43,137	▲ 42,239
地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	381,000	584,447	761,233	872,219	1,763,404
標準財政規模	10,374,039	10,439,383	10,488,293	10,689,775	11,354,223
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(3.67%)	(5.59%)	(7.25%)	(8.15%)	(15.53%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	33,759	75,501	11,026	151,246	173,773
介護保険特別会計(保険事業勘定)	130,102	191,535	226,699	219,628	192,706
介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	3,202	2,961	2,953	3,281	3,257
後期高齢者医療特別会計	26,575	10,249	3,008	2,501	3,239
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	2,526,768	2,265,191	1,943,564	1,928,061	2,044,790
下水道事業会計	-	-	55,898	86,028	83,334
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
下水道事業特別会計	1,950	1,872	-	-	-
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,103,356	3,131,756	3,004,381	3,262,964	4,264,503
標準財政規模	10,374,039	10,439,383	10,488,293	10,689,775	11,354,223
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(29.91%)	(29.99%)	(28.64%)	(30.52%)	(37.55%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	826,260	875,473	836,240	980,334	1,450,135
住宅新築資金等貸付事業特別会計	11,422	13,775	15,775	17,806	18,824
奨学資金貸与事業特別会計	0	0	0	3,009	3,532
筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	0	-	-	-	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	837,682	889,248	852,015	1,001,149	1,472,491
標準財政規模	18,742,379	18,923,766	19,142,750	19,688,779	20,840,048
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.46%)	(4.69%)	(4.45%)	(5.08%)	(7.06%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業特別会計	19,632	21,303	16,206	22,347	24,683
介護保険事業特別会計	73,569	47,540	▲ 30,008	113,900	173,019
後期高齢者医療事業特別会計	45,038	46,250	46,658	44,617	44,595
介護認定審査会事業特別会計	-	-	-	-	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	2,201,751	2,356,171	2,371,944	2,322,683	2,342,434
下水道事業会計	986,762	977,085	1,162,696	1,472,595	1,748,570
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	4,164,434	4,337,597	4,419,511	4,977,291	5,805,792
標準財政規模	18,742,379	18,923,766	19,142,750	19,688,779	20,840,048
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(22.21%)	(22.92%)	(23.08%)	(25.27%)	(27.85%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		307,983	111,187	137,067	256,307	1,234,067
	一般会計等に属する特別会計	公共用地先行取得事業特別会計	-	▲ 280	0	0	▲ 575,435
	合計(1)		307,983	110,907	137,067	256,307	658,632
	標準財政規模		8,920,118	9,048,805	9,671,802	9,973,192	10,684,888
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(3.45%)	(1.22%)	(1.41%)	(2.56%)	(6.16%)
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	0	▲ 294	66,131	58,969	114,873
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	92,561	108,763	▲ 32,588	80,375	32,207
		後期高齢者医療特別会計	21,513	20,312	21,540	23,218	22,275
		筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	0	0	-	-	-
		筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	0	0	-	-
	会計名(公営企業会計)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法適用企業	那珂川市下水道事業会計	800,330	805,952	949,027	1,040,714	1,091,066
		宅地造成事業以外					
宅地造成事業							
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計(2)		1,222,387	1,045,640	1,141,177	1,459,583	1,919,053	
標準財政規模		8,920,118	9,048,805	9,671,802	9,973,192	10,684,888	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(13.70%)	(11.55%)	(11.79%)	(14.63%)	(17.96%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	369,437	418,133	731,925	1,056,865	1,341,663
中間市公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0
中間市住宅新築資金等特別会計	▲ 343,850	▲ 337,415	▲ 334,804	▲ 333,482	▲ 323,859
中間市地域下水道事業特別会計	1,319	1,039	1,234	1,400	990
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	26,906	81,757	398,355	724,783	1,018,794
標準財政規模	9,577,551	9,544,235	9,450,782	9,789,683	10,050,644
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(0.28%)	(0.85%)	(4.21%)	(7.40%)	(10.13%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中間市特別会計国民健康保険事業	▲ 1,013,928	▲ 949,432	▲ 910,774	▲ 772,701	▲ 763,815
中間市介護保険事業特別会計	217,224	225,861	246,950	298,473	239,029
中間市後期高齢者医療特別会計	17,100	16,365	16,256	14,912	17,440
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
中間市水道事業会計	1,720,727	1,633,460	1,621,654	1,486,069	1,389,269
中間市病院事業会計	30,628	▲ 133,156	▲ 275,412	256,377	-
中間市公共下水道事業会計	-	-	-	123,038	177,488
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
中間市公共下水道事業特別会計	3,462	3,234	62,773	-	-
宅地造成事業					
合計(2)	1,002,119	878,089	1,159,802	2,130,951	2,078,205
標準財政規模	9,577,551	9,544,235	9,450,782	9,789,683	10,050,644
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(10.46%)	(9.20%)	(12.27%)	(21.76%)	(20.67%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	9,989	14,793	108,254	1,000,224	1,997,998
同和地区住宅資金貸付事業特別会計	777	775	4,399	12,621	3,653
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	10,766	15,568	112,653	1,012,845	2,001,651
標準財政規模	13,108,046	13,074,809	13,127,436	13,662,607	13,875,216
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(0.08%)	(0.11%)	(0.85%)	(7.41%)	(14.42%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	▲ 101,083	▲ 35,680	▲ 53,632	181,424	235,450
介護保険特別会計(保険事業勘定)	116,035	120,334	215,816	298,308	245,392
介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	1,550	869	694	2,368	1,682
後期高齢者医療特別会計	22,438	23,580	22,114	23,274	24,761
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	1,922,822	1,858,464	1,943,321	1,985,486	1,919,086
下水道事業会計	-	-	106,261	120,345	136,498
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
公共下水道事業特別会計	469	178,084	-	-	-
農業集落排水事業特別会計	417	12,950	-	-	-
宅地造成事業					
上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)	1,973,414	2,174,169	2,347,227	3,624,050	4,564,520
標準財政規模	13,108,046	13,074,809	13,127,436	13,662,607	13,875,216
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(15.05%)	(16.62%)	(17.88%)	(26.52%)	(32.89%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	9,054,407	9,970,591	9,343,565	8,631,878	9,350,019
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	1,556,831
公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
市債管理特別会計	0	0	0	0	0
市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計	-	-	-	-	0
合計(1)	9,054,407	9,970,591	9,343,565	8,631,878	10,906,850
標準財政規模	414,380,729	419,057,590	421,511,166	427,491,897	451,517,796
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.18%)	(2.37%)	(2.21%)	(2.01%)	(2.41%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
後期高齢者医療特別会計	93,905	107,241	99,253	79,638	138,395
国民健康保険事業特別会計	4,875,667	3,749,012	2,356,348	3,654,697	3,313,654
介護保険事業特別会計	682,150	701,975	489,829	1,505,355	1,116,506
駐車場特別会計	0	23,097	0	0	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
モーターボート競走事業会計	9,629,747	10,575,794	10,884,112	12,342,456	18,253,563
下水道事業会計	14,169,743	14,747,155	15,885,436	15,911,950	13,878,850
水道事業会計	7,026,965	8,176,625	9,218,279	11,588,733	11,177,421
工業用水道事業会計	255,731	300,601	355,664	445,752	517,904
高速鉄道事業会計	0	0	0	0	0
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
中央卸売市場特別会計	0	0	0	0	0
市営渡船事業特別会計	0	0	0	0	0
宅地造成事業					
港湾整備事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)	45,788,315	48,352,091	48,632,486	54,160,459	59,303,143
標準財政規模	414,380,729	419,057,590	421,511,166	427,491,897	451,517,796
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.04%)	(11.53%)	(11.53%)	(12.66%)	(13.13%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		554,443	409,074	494,258	675,547	515,574
	一般会計等 等に属する 特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,192	6,475	6,871	7,293	0
	合計(1)		561,635	415,549	501,129	682,840	515,574
	標準財政規模		12,970,894	13,020,195	13,031,885	13,508,779	14,760,417
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(4.32%)	(3.19%)	(3.84%)	(5.05%)	(3.49%)
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般会計等 以外の特別 会計のうち公 営企業に係る 特別会計以 外の会計	国民健康保険事業特別会計	37,310	34,216	58,006	75,591	86,414
		後期高齢者医療事業特別会計	31,304	33,302	5,770	8,935	7,260
		介護保険事業特別会計	96,284	93,912	94,316	81,195	80,845
	会計名(公営企業会計)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法適用企業	福津市公共下水道事業会計	247,588	346,068	450,498	517,957	549,142
		宅地造成事業以外					
	法非適用企業	宅地造成事業					
宅地造成事業以外							
	宅地造成事業						
合計(2)		974,121	923,047	1,109,719	1,366,518	1,239,235	
標準財政規模		12,970,894	13,020,195	13,031,885	13,508,779	14,760,417	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(7.51%)	(7.08%)	(8.51%)	(10.11%)	(8.39%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	61,556	160,753	125,744	162,999	443,160
住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 17,232	▲ 14,358	▲ 3,687	▲ 2,038	▲ 437
市営駐車場事業特別会計	2,535	4,826	127	11	35
バス事業特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	46,859	151,221	122,184	160,972	442,758
標準財政規模	6,938,606	6,863,552	6,850,340	7,126,818	7,402,147
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(0.67%)	(2.20%)	(1.78%)	(2.25%)	(5.98%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業特別会計	31,372	▲ 48,984	36,081	▲ 26,152	▲ 33,516
後期高齢者医療事業特別会計	16,175	16,074	17,189	15,804	16,789
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	137,247	112,709	213,946	193,062	179,335
東部地区工業用水道事業会計	70,984	85,928	89,364	94,540	98,758
公共下水道事業会計	390,475	399,946	431,846	412,766	398,410
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
宅地造成事業					
合計(2)	693,112	716,894	910,610	850,992	1,102,534
標準財政規模	6,938,606	6,863,552	6,850,340	7,126,818	7,402,147
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.98%)	(10.44%)	(13.29%)	(11.94%)	(14.89%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	942,797	809,384	931,440	551,972	1,254,927
住宅新築資金等特別会計	10,760	0	-	-	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	953,557	809,384	931,440	551,972	1,254,927
標準財政規模	9,018,271	9,154,183	8,901,508	9,132,571	9,467,401
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(10.57%)	(8.84%)	(10.46%)	(6.04%)	(13.25%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	▲ 384,251	▲ 301,226	▲ 277,185	▲ 227,375	71,717
後期高齢者医療特別会計	7,927	8,533	7,765	8,333	12,981
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	241,280	269,975	306,624	350,029	386,210
下水道事業会計	-	-	-	113,630	141,368
簡易水道事業会計	-	-	-	15,506	19,454
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
簡易水道事業特別会計	1,097	221	25,268	-	-
公共下水道事業特別会計	11,189	6,351	102,608	-	-
宅地造成事業					
合計(2)	830,799	793,238	1,096,520	812,095	1,886,657
標準財政規模	9,018,271	9,154,183	8,901,508	9,132,571	9,467,401
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.21%)	(8.66%)	(12.31%)	(8.89%)	(19.92%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		1,028,145	433,237	1,104,420	957,811	2,118,195
	一般会計等 等に属する 特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,316	7,040	2,025	3,403	0
	合計(1)		1,030,461	440,277	1,106,445	961,214	2,118,195
	標準財政規模		19,504,571	19,575,134	19,776,265	20,246,485	21,399,636
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(5.28%)	(2.24%)	(5.59%)	(4.74%)	(9.89%)
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般会計等 以外の特別 会計のうち公 営企業に係る 特別会計以 外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	397,002	137,274	318,821	202,577	194,330
		国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	949	799	966	2,643	8,533
		後期高齢者医療特別会計	45,906	47,320	44,338	44,001	43,381
		介護保険特別会計(保険事業勘定)	173,919	210,042	188,404	245,582	209,762
		介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	0	0	-	-	-
	会計名(公営企業会計)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法適用企業	下水道事業会計	1,226,941	1,358,989	1,451,083	1,638,987	1,836,812
		宅地造成事業以外					
		宅地造成事業					
法非適用企業	渡船事業特別会計	18,242	0	0	0	0	
	漁業集落排水処理施設事業特別会計	124	249	10,522	-	-	
	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計(2)		2,893,544	2,194,950	3,120,579	3,095,004	4,411,013	
標準財政規模		19,504,571	19,575,134	19,776,265	20,246,485	21,399,636	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(14.83%)	(11.21%)	(15.77%)	(15.28%)	(20.61%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	829,026	771,111	699,586	763,118	1,678,416
住宅新築資金等特別会計	4,655	12,287	11,738	11,179	0
公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	833,681	783,398	711,324	774,297	1,678,416
標準財政規模	16,404,798	16,367,907	16,266,096	16,419,974	17,140,699
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.08%)	(4.78%)	(4.37%)	(4.71%)	(9.79%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	226,285	195,981	99,654	126,680	271,923
後期高齢者医療特別会計	3,900	4,633	3,997	3,480	4,664
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	1,950,637	1,997,926	2,015,328	2,122,220	2,194,607
下水道事業会計	-	-	-	124,648	127,255
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 下水道事業特別会計	66,879	32,462	115,808	-	-
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,081,382	3,014,400	2,946,111	3,151,325	4,276,865
標準財政規模	16,404,798	16,367,907	16,266,096	16,419,974	17,140,699
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(18.78%)	(18.41%)	(18.11%)	(19.19%)	(24.95%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	1,154,739	966,264	545,458	558,474	1,322,385
住宅新築資金等貸付事業費特別会計	▲ 87,156	▲ 85,892	0	-	-
矢部診療所特別会計	9,469	12,006	6,829	6,027	12,701
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	1,077,052	892,378	552,287	564,501	1,335,086
標準財政規模	19,918,862	19,756,613	19,591,560	19,877,411	20,751,815
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.40%)	(4.51%)	(2.81%)	(2.83%)	(6.43%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業費特別会計	214,320	223,043	119,230	66,397	41,871
介護保険事業費特別会計	298,831	319,005	414,545	355,504	84,959
後期高齢者医療特別会計	1,095	3,548	1,138	2,257	1,800
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	1,699,837	1,848,919	2,012,176	1,894,269	1,918,816
下水道事業会計	-	-	-	28,056	23,500
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
簡易水道事業費特別会計	5,410	10,743	21,811	-	-
下水道事業特別会計	50,181	6,926	65,224	-	-
農業集落排水事業特別会計	1,068	3,396	13,563	-	-
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,347,794	3,307,958	3,199,974	2,910,984	3,406,032
標準財政規模	19,918,862	19,756,613	19,591,560	19,877,411	20,751,815
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(16.80%)	(16.74%)	(16.33%)	(14.64%)	(16.41%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	350,305	537,576	503,813	586,335	554,593
住宅新築資金等貸付事業会計	0	-	-	-	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	350,305	537,576	503,813	586,335	554,593
標準財政規模	13,726,149	13,925,294	14,079,577	14,328,324	15,270,248
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.55%)	(3.86%)	(3.57%)	(4.09%)	(3.63%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	▲ 582,097	▲ 580,494	▲ 491,096	▲ 398,694	▲ 238,337
介護認定特別会計	3,115	2,271	1,708	6,063	3,962
介護保険(保険事業勘定)会計	184,287	196,928	182,613	253,332	481,133
後期高齢者医療特別会計	6,273	8,306	12,100	5,344	4,531
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	2,527,924	2,795,642	3,037,103	3,309,054	3,530,453
公共下水道事業会計	288,733	313,217	331,044	431,057	72,210
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
地方卸売市場会計	460	332	274	448	953
農業集落排水事業会計	3,715	3,665	3,225	4,775	4,851
宅地造成事業					
合計(2)	2,782,715	3,277,443	3,580,784	4,197,714	4,414,349
標準財政規模	13,726,149	13,925,294	14,079,577	14,328,324	15,270,248
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(20.27%)	(23.53%)	(25.43%)	(29.29%)	(28.90%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）